



権利擁護支援課（後見支援センター）



NO. 01

業務内容

在籍職員 10 名中、6 名が社会福祉士です

- ① 後見制度に関する広報・啓発・研修など
- ② 後見制度・権利擁護に関する専門相談支援
- ③ 法人後見の受任
- ④ 日常生活自立支援事業（県社協委託）
- ⑤ 後見制度の申立・候補人調整支援
- ⑥ 市民後見人等の養成及び活動支援
- ⑦ 終活に関する相談支援
- ⑧ 後見基金事業（独自事業） * 制度の狭間支援、市民後見人の報酬助成など
- ⑨ 後見人の相談支援（親族・専門職など）
- ⑩ 更生保護に関する相談支援



NO.

02

業務のやりがい

日々、新たな相談を受けたり、ご利用者からの問い合わせの対応など、時間はあっという間に過ぎていきます。日常生活自立支援事業では、相談時に未払いがあり電気が停止している、月末には食費がないため、本人も困っている、金銭管理の支援に入ってほしいと問い合わせがあります。ご本人へ生活状況を伺いどのような生活を送っていきたいか面談をして支援が始まります。支援が安定し、未払いも無くなり、少しずつ貯金ができ余裕ある生活ができるようになったときご本人から、「日自のサービスを受けて良かったわ」と言われたときは社会福祉士としてやりがいを感じます。

NO.

03

業務の課題

- 成年後見制度は権利のことなので、本人の利益になるか、本人の同意は得られているか、判断が難しく、制度の内容も難しい点
- 判断能力が低下した方を対象とした日常生活自立支援事業だが、金銭管理ができなければ日常生活自立支援事業を利用と思っている支援者との齟齬。



NO.

04

求める人物像

- 人が好きな方
- 人と接することが好き
- 心配りがある方

権利擁護支援課（後見支援センター）の皆さんのある1日



1年目

(中途採用)

AM

《日常生活自立支援事業 初回訪問》
地域のケアマネジャーから担当者の金銭管理の相談を受けた。
初回訪問のため、ケアマネジャーと日程調整を行い、ご本人の自宅へ訪問。
訪問では、生活のことやお困りごと、金銭状況を確認。時にはレシートなどをみてお金の使い方を確認。

PM

センター内で月1回の会議。
終活支援事業の情報共有、
後見支援（受任調整や後見人支援）や法人支援（日常生活自立支援事業、法人後見、監督事業、支援方針の確認など）を行う。

PMその他

《来所相談の対応》
窓口に来られた方の相談対応を行う。
知的障がいのある息子さんの金銭管理について相談あり。



5年目

(中途採用)

AM

《更生支援の方のモニタリング》
生活状況の確認や作業所への通所状況、飲酒の状況をご本人から電話聞き取りを行う。
《更生支援の新規相談を受ける》
弁護士からの電話を受け、新規相談を受ける。
《ケース対応の打合わせ》
生活福祉課へ訪問し、ケース検討を行う。

PMその他

《更生支援の方と面談》
受刑中のため、刑務所を訪問。
ご本人と福祉サービスの申請のことや帰住先の検討などを面談する。
面談した内容を障害福祉課と共有する。



12年目

(中途採用)

AM

《後見支援 本人面談》
病院のMSWから、入院患者について後見の相談を受ける。
アセスメントを行い、訪問日の調整を行う。
本人面談を行うため、病院へ出向く。
MSW同席のもと、制度の説明やご本人の意向確認を行う。

PMその他

《退院前カンファレンスに参加》
主治医やMSW、担当ケアマネジャー、生活福祉課CWなどが参加し、自宅生活に向けての話し合いを行う。
《後見人支援》
後見人となっている弁護士の先生から関係機関と話し合いの場を設けたいと相談あり。ケア会議の調整を行う。